

政令 第六十七号

予算決算及び会計令の一部を改正する政令

内閣は、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十条を次のように改める。

第十条 平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律（平成二十三年法律第百六号）第二条第二項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第七十条の規定により平成二十四年四月一日以後発行される公債に係る収入であつて平成二十三年度所属の歳入とされるものについては、第七条第一項本文の規定にかかわらず、日本銀行において同年度所属の歳入金として平成二十四年六月三十日まで受け入れることができる。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。